

幼稚園・認定こども園(1号認定) 利用者負担額表

資料5-1

【平成28年4月適用】

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		保育料(保護者負担額)月額	
階層区分	定義	(支援法第19条第1項第1号に該当するもの)	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	
第2階層	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	3,000円 第2子 1,500円
第3階層	市民税所得割課税世帯であって、その区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	ひとり親世帯等 4,250円 第2子 0円
		77,101円以上 211,200円以下	上記以外の世帯 9,500円 第2子 4,250円
第4階層			12,000円 (6,000円)
第5階層		211,201円以上	15,000円 (7,500円)

※第2階層、第3階層における「第2子」とは、多子計算の対象となる子ども(年齢制限なし)の第2子をいう。  
 ※表中( )内の金額は、次の注意事項に掲げる多子軽減(1)に該当し半額になる場合の利用者負担額である。

<備考>

○ 年度切替

4月分からは前年度、9月分からは翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定する。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがある。

○ 多子軽減

(1) 幼稚園年少(3歳児)から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから数えて順に2人目は半額、3人目以降は無料とする。

(2) 世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下の場合は、多子計算の算定対象となる子どもについて、年齢制限(小学校第3学年まで)をなくし、年齢に関わらず「保護者と生計を一にする子ども」とする。

ここでいう「保護者と生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限る。

なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることを必要とする。

(3) 世帯の市町村民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等については、(2)の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とする。

○ すくすく保育支援事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合は、多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料とする。

○ ひとり親世帯等とは、以下の世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する手帳法律(昭和25年法律第123号)に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

○ 幼稚園・認定こども園(1号認定) 利用者負担額表の読み替え

平成28年度及び平成29年度にかかる坂井市立幼稚園及び坂井市立認定こども園に入園する児童の保育料(保護者負担額)月額については、次のとおり読み替えるものとする。

階層区分		保育料(保護者負担額)月額	
		平成28年度 平成28年4月分から 平成29年3月分	平成29年度 平成29年4月分から 平成30年3月分
第3階層	ひとり親世帯等	2,300円 第2子 0円	3,100円 第2子 0円
	上記以外の世帯	5,600円 第2子 2,800円	7,200円 第2子 3,600円
第4階層		6,000円 (3,000円)	8,500円 (4,250円)
第5階層		8,500円 (4,250円)	12,000円 (6,000円)

保育所・認定こども園(2号3号認定) 利用者負担額表

資料5-2

【平成28年4月適用】

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		保育料(保護者負担額)月額				
階層区分	定義	支援法第19条第1項第2号に該当するもの(満3歳以上)		支援法第19条第1項第3号に該当するもの(満3歳未満)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
		円	円	円	円	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2階層	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		上記以外の世帯	4,000 第2子 2,000	4,000 第2子 2,000	6,000 第2子 3,000	6,000 第2子 3,000
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000 第2子 0	4,900 第2子 0	6,000 第2子 0	5,900 第2子 0
		上記以外の世帯	11,000 第2子 5,500	10,800 第2子 5,400	13,000 第2子 6,500	12,800 第2子 6,400
第4-1階層	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	8,500 第2子 0	8,350 第2子 0	10,500 第2子 0	10,350 第2子 0
		上記以外の世帯	17,000 第2子 8,500	16,700 第2子 8,350	21,000 第2子 10,500	20,700 第2子 10,350
第4-2階層	市民税所得割課税世帯であって、その区分が次の区分に該当する世帯 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	8,500 第2子 0	8,350 第2子 0	10,500 第2子 0	10,350 第2子 0
		上記以外の世帯	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)
第4-3階層	77,101円以上 97,000円未満	17,000 (8,500)	16,700 (8,350)	21,000 (10,500)	20,700 (10,350)	
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	24,000 (12,000)	23,600 (11,800)	29,000 (14,500)	28,600 (14,300)	
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)	38,000 (19,000)	37,400 (18,700)	
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	30,000 (15,000)	29,500 (14,750)	46,000 (23,000)	45,300 (22,650)	
		397,000円以上	30,000 (15,000)	29,500 (14,750)	53,000 (26,500)	52,100 (26,050)

※第2階層から第4-2階層における「第2子」とは、多子計算の対象となる子ども(年齢制限なし)の第2子をいう。  
 ※保育標準/保育短時間、子どものクラス年齢及び階層区分により子どもごとの利用者負担額を決定する。  
 ※表中( )内の金額は、次の注意事項に掲げる多子軽減(1)に該当し半額になる場合の利用者負担額である。

<備考>

○年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定する。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがある。

○多子軽減

(1) 当該世帯内で施設(保育所、認定こども園、幼稚園)等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となる。

(2) 世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、多子計算の算定対象となる子どもについて、年齢制限(小学校就学前まで)をなくし、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」とする。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限る。

なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることを必要とする。

(3) 世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、(2)の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とする。

○すくすく保育支援事業(多子世帯における保育料無料化対象者の拡大)

保護者生計を一にする子どもが3人以上いる場合、多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料とする。

○ひとり親世帯等とは、以下の世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する手帳法律(昭和25年法律第123号)に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。